

国官参建第47号
令和7年8月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和7年8月1日付け国不建推第19号・国不建振第87号・国官参建第42号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

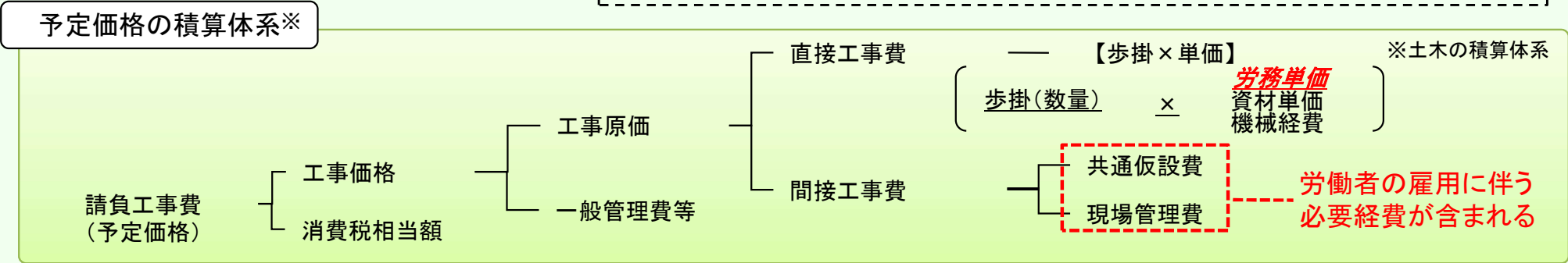
公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「建設工事の契約では、技能労働者の賃金等に加えて当該技能労働者を雇用する建設企業に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

制度概要

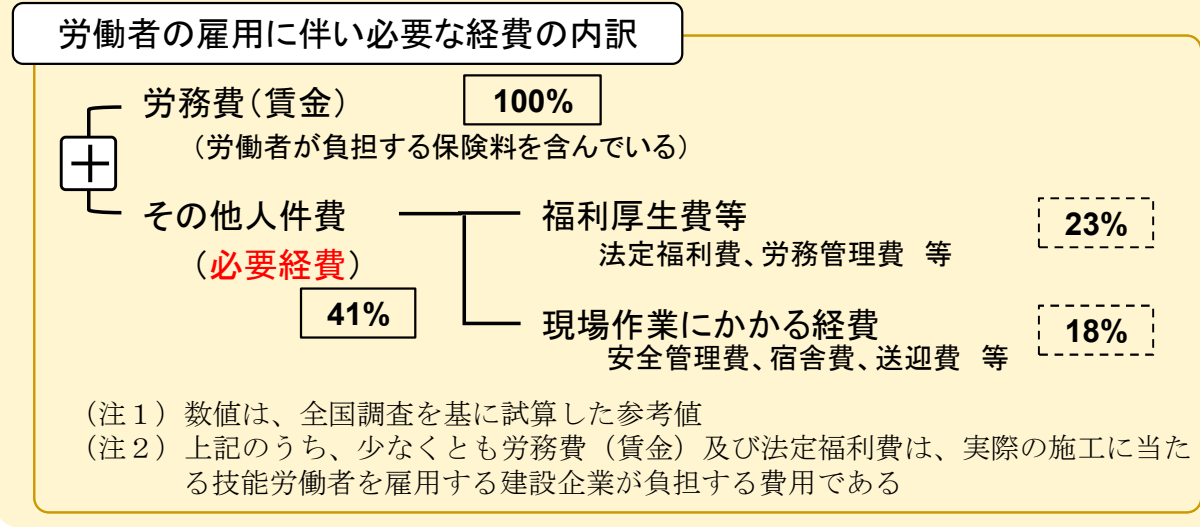
- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。



対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	20,900	17,500
	(29,400)	(24,600)
□□県	21,700	16,300
	(30,500)	(22,900)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
- (例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価 (下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値))																					所定労働時間内8時間あたりの金額(単位：円)			
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電気	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	港かん工	港かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員			
北海道	01 北海道	25,300 (35,600)	20,900 (29,400)	18,900 (26,600)	23,900 (33,600)	31,800 (44,700)	28,600 (40,200)	— (40,900)	29,100 (40,900)	27,600 (38,800)	29,600 (41,600)	30,000 (42,200)	29,000 (40,800)	31,100 (43,700)	25,900 (36,400)	21,500 (30,200)	39,700 (55,800)	49,300 (69,300)	35,400 (48,800)	45,700 (64,300)	33,700 (47,400)			
	02 青森県	29,400 (41,300)	21,700 (30,500)	18,100 (25,400)	23,800 (33,500)	32,500 (45,700)	30,000 (42,200)	32,100 (45,100)	30,000 (42,200)	25,400 (35,100)	32,100 (45,100)	28,100 (39,500)	26,500 (37,300)	29,200 (41,100)	32,900 (46,300)	29,300 (41,200)	39,500 (55,500)	49,200 (69,200)	36,500 (51,300)	44,300 (62,300)	32,700 (46,000)			
	03 岩手県	27,800 (39,100)	23,100 (32,500)	18,500 (26,000)	24,800 (34,900)	34,000 (47,800)	28,600 (40,200)	31,800 (44,700)	29,800 (41,900)	26,600 (37,400)	31,800 (44,700)	28,100 (39,500)	27,500 (38,700)	29,300 (41,200)	32,000 (45,000)	26,300 (37,000)	39,200 (55,100)	48,700 (68,500)	36,200 (50,900)	46,500 (65,400)	32,700 (46,000)			
	04 宮城県	29,300 (41,200)	22,900 (32,200)	19,900 (28,000)	25,900 (36,400)	34,800 (48,900)	32,300 (45,400)	31,700 (44,600)	29,800 (41,900)	28,200 (38,600)	38,100 (53,600)	31,700 (44,600)	32,100 (45,100)	31,300 (44,000)	33,500 (47,100)	29,300 (41,200)	38,900 (54,700)	48,200 (67,800)	35,700 (50,200)	46,200 (65,000)	32,300 (45,400)			
	05 秋田県	27,800 (39,100)	22,900 (30,900)	19,400 (27,300)	24,700 (34,700)	32,700 (46,000)	29,700 (41,800)	31,500 (44,300)	30,100 (42,300)	27,300 (37,000)	33,600 (46,400)	30,200 (40,600)	28,900 (40,400)	27,900 (42,000)	31,800 (44,700)	30,000 (42,200)	39,100 (55,100)	48,900 (68,900)	36,400 (51,500)	45,300 (63,700)	33,300 (46,800)			
	06 山形県	28,000 (39,400)	22,100 (31,100)	20,400 (28,700)	25,300 (35,600)	31,200 (43,900)	29,900 (42,000)	31,100 (43,700)	30,000 (42,200)	27,400 (37,500)	33,600 (46,400)	30,200 (40,600)	32,000 (42,000)	31,600 (44,000)	30,100 (44,700)	26,700 (42,200)	39,600 (55,100)	49,200 (68,800)	36,600 (51,500)	45,400 (63,700)	33,200 (46,800)			
	07 福島県	29,600 (41,600)	23,000 (32,300)	21,700 (30,500)	25,800 (36,300)	34,100 (47,900)	32,400 (45,600)	30,200 (45,800)	30,200 (42,500)	28,000 (39,400)	33,900 (47,700)	29,900 (42,000)	32,000 (45,000)	31,300 (44,000)	28,700 (40,400)	25,200 (35,100)	39,200 (55,100)	48,600 (68,300)	36,300 (51,000)	45,100 (63,400)	32,500 (45,700)			
関東	08 茨城県	26,200 (36,800)	24,900 (35,000)	16,800 (23,600)	25,900 (36,400)	29,400 (41,300)	30,400 (44,600)	31,700 (44,800)	30,000 (42,200)	27,500 (37,700)	29,400 (41,300)	26,900 (37,800)	30,100 (42,300)	34,200 (46,500)	35,700 (48,000)	29,400 (41,300)	24,400 (34,300)	36,400 (51,200)	43,400 (61,000)	38,900 (54,700)	37,700 (53,000)	30,500 (42,900)		
	09 栃木県	26,300 (37,000)	23,800 (33,500)	16,900 (23,800)	26,100 (36,700)	31,800 (44,200)	29,300 (41,200)	32,400 (45,600)	30,500 (42,800)	27,600 (38,000)	29,800 (41,900)	26,300 (37,400)	32,200 (45,300)	35,700 (48,000)	27,000 (38,000)	25,900 (36,400)	37,100 (52,000)	43,600 (61,300)	39,100 (55,000)	39,000 (54,800)	31,400 (44,100)			
	10 群馬県	26,000 (36,600)	24,800 (34,900)	17,800 (25,000)	25,900 (36,400)	32,800 (46,100)	27,500 (38,700)	30,600 (43,000)	29,800 (41,900)	26,700 (37,500)	28,600 (40,200)	27,400 (38,500)	32,900 (46,300)	27,000 (38,000)	22,900 (32,200)	36,800 (51,500)	46,300 (60,900)	43,300 (58,100)	41,300 (56,000)	30,900 (43,400)	30,900 (43,400)			
	11 埼玉県	27,900 (39,200)	25,400 (35,700)	17,700 (24,900)	25,600 (36,000)	31,300 (44,400)	31,800 (44,700)	31,900 (44,900)	29,300 (42,500)	29,300 (41,200)	31,600 (44,400)	32,300 (40,100)	34,300 (45,400)	34,300 (48,200)	26,800 (43,200)	36,600 (51,500)	43,500 (61,200)	38,900 (54,700)	36,500 (51,300)	30,700 (43,200)	30,700 (43,200)			
	12 千葉県	29,000 (40,800)	25,100 (35,300)	17,600 (24,700)	28,800 (37,700)	31,300 (44,000)	33,000 (46,400)	32,600 (45,800)	30,200 (42,500)	29,200 (41,800)	32,900 (46,300)	28,500 (40,100)	32,600 (45,800)	34,500 (48,500)	35,000 (48,200)	26,700 (37,500)	36,700 (51,600)	43,600 (61,300)	39,100 (55,000)	36,500 (51,300)	30,700 (43,200)			
	13 東京都	29,900 (42,000)	26,800 (37,700)	18,500 (26,000)	27,100 (38,100)	33,400 (47,000)	32,900 (46,300)	30,500 (45,800)	30,500 (42,800)	32,600 (45,800)	29,600 (41,600)	34,500 (48,500)	37,000 (52,000)	35,000 (48,200)	25,400 (42,900)	37,000 (51,600)	44,300 (61,300)	39,600 (55,700)	35,800 (50,300)	31,000 (43,600)	31,000 (43,600)			
	14 神奈川県	29,900 (42,000)	26,800 (37,700)	18,500 (26,000)	27,100 (38,100)	33,400 (47,000)	32,900 (46,300)	30,500 (45,800)	30,500 (42,800)	32,600 (45,800)	29,600 (41,600)	34,500 (48,500)	37,000 (52,000)	35,000 (48,200)	25,400 (42,900)	37,000 (51,600)	44,300 (61,300)	39,600 (55,700)	35,800 (50,300)	31,000 (43,600)	31,000 (43,600)			
	15 新潟県	28,500 (40,100)	26,400 (37,100)	17,600 (24,700)	26,100 (36,700)	32,300 (45,400)	29,200 (41,100)	32,300 (45,400)	29,200 (41,100)	29,200 (41,100)	31,900 (41,800)	32,400 (45,600)	36,200 (50,900)	36,200 (50,900)	26,200 (42,600)	36,900 (51,900)	43,500 (61,200)	39,000 (54,800)	38,100 (53,600)	30,800 (43,300)	30,800 (43,300)			
	16 富山県	30,000 (42,200)	25,300 (35,600)	20,300 (28,500)	24,300 (34,200)	35,300 (49,600)	31,800 (44,700)	— (44,400)	31,800 (39,900)	28,400 (38,900)	31,900 (44,900)	31,100 (43,700)	30,900 (43,400)	27,900 (44,600)	25,600 (39,200)	39,700 (55,800)	49,000 (69,000)	37,200 (52,300)	47,800 (67,200)	31,900 (44,900)	31,900 (44,900)			
	17 石川県	30,000 (42,200)	25,300 (35,600)	20,300 (28,500)	24,300 (34,200)	35,300 (49,600)	31,800 (44,700)	— (44,400)	31,800 (39,900)	28,400 (38,900)	31,900 (44,900)	31,100 (43,700)	30,900 (43,400)	27,900 (44,600)	25,600 (39,200)	39,700 (55,800)	49,000 (69,000)	37,200 (52,300)	47,800 (67,200)	31,900 (44,900)	31,900 (44,900)			
中部	21 岐阜県	28,000 (39,400)	24,800 (34,900)	18,600 (26,200)	26,000 (36,600)	32,800 (46,100)	31,000 (43,600)	33,000 (45,600)	32,800 (45,400)	26,300 (37,000)	30,400 (42,700)	29,600 (41,800)	30,000 (42,200)	32,400 (45,000)	29,800 (41,900)	32,400 (45,000)	29,800 (41,900)	32,400 (45,000)	45,400 (62,000)	37,100 (52,200)	47,100 (66,200)	33,000 (46,400)		
	22 静岡県	27,700 (38,900)	26,000 (36,600)	18,600 (23,600)	25,000 (35,200)	32,400 (45,600)	29,900 (42,000)	32,700 (44,800)	35,100 (49,400)	27,800 (39,100)	31,100 (43,700)	32,100 (45,100)	32,000 (45,000)	35,000 (49,200)	29,100 (40,900)	26,200 (37,500)	46,500 (65,400)	37,100 (52,200)	46,600 (65,500)	46,600 (65,500)	32,800 (46,100)			
	23 愛知県	29,200 (41,100)	24,800 (34,900)	19,100 (26,900)	25,200 (35,400)	34,000 (47,800)	31,900 (44,900)	33,100 (46,500)	33,400 (47,000)	26,400 (37,100)	30,400 (42,700)	30,100 (42,300)	31,400 (44,100)	34,200 (48,100)	29,500 (41,500)	26,700 (37,500)	37,600 (52,900)	46,800 (65,800)	37,100 (52,200)	45,900 (64,500)	32,800 (46,100)			
	24 三重県	27,600 (38,800)	23,700 (33,300)	17,900 (25,200)	26,100 (36,700)	33,200 (46,700)	32,300 (45,400)	32,700 (45,400)	34,000 (47,800)	26,300 (37,000)	30,500 (42,900)	31,000 (43,600)	30,300 (42,800)	33,400 (47,000)	28,600 (40,200)	25,400 (35,700)	37,300 (52,400)	46,200 (65,100)	36,900 (51,900)	46,700 (65,700)	32,200 (45,300)			
	25 滋賀県	26,000 (36,600)	21,300 (29,900)	16,600 (23,300)	25,500 (35,900)	29,100 (40,900)	26,400 (37,100)	— (44,100)	31,400 (44,100)	24,600 (39,100)	27,800 (38,700)	26,900 (37,800)	28,600 (40,200)	31,400 (44,100)	25,800 (35,900)	25,800 (35,900)	36,900 (51,900)	45,200 (60,200)	42,900 (57,900)	42,900 (57,900)	32,400 (45,600)			
	26 京都府	26,300 (37,000)	22,700 (31,900)	17,400 (24,500)	26,400 (37,100)	30,400 (42,700)	28,000 (39,400)	— (43,700)	31,100 (43,700)	29,200 (39,500)	26,400 (45,400)	28,700 (44,400)	27,900 (43,900)	32,900 (45,000)	26,800 (40,100)	24,300 (34,400)	36,900 (55,800)	46,000 (69,200)	40,300 (52,300)	37,700 (54,800)	32,300 (45,400)			
	27 大阪府	25,700 (36,100)	23,800 (33,500)	16,400 (23,100)	26,400 (37,100)	29,500 (41,500)	27,600 (38,800)	— (46,000)	32,700 (46,000)	25,500 (39,600)	28,200 (37,500)	26,700 (37,500)	29,600 (41,600)	32,700 (46,000)	25,400 (35,700)	23,500 (33,000)	36,900 (51,900)	46,100 (64,800)	30,300 (42,600)	48,800 (65,800)	31,200 (43,900)			
28 大阪府	27,400 (38,500)	23,300 (32,800)	16,300 (22,900)	26,400 (37,100)	30,500 (42,900)	29,400 (41,300)	— (46,000)	32,700 (46,000)	26,600 (37,400)	28,800 (40,500)	27,200 (38,200)	30,500 (42,900)	32,300 (45,400)	27,300 (38,400)	23,700 (33,000)	36,900 (51,900)	46,100 (64,800)	40,400 (52,700)	46,500 (65,400)	31,000 (43,600)				
29 兵庫県	24,700 (34,700)	23,500 (33,000)	16,300 (22,900)	25,200 (35,400)	29,000 (40,800)	28,000 (39,400)	— (43,400)	30,900 (43,400)	25,100 (35,300)	26,900 (37,800)	25,700 (36,100)	27,300 (38,400)	31,800 (44,700)	25,700 (36,100)	23,500 (33,000)	36,90								

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)直(単位:円)																				
		上段：公共工事設計労務単価																				
		(下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値))																				
地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はりつり工	防水工	板金工	タイル工	
北海道	01 北海道	44,600 (62,700)	34,800 (48,900)	36,600 (51,500)	45,000 (63,300)	27,800 (39,100)	32,000 (45,000)	25,700 (36,100)	47,100 (66,200)	32,600 (45,800)	30,700 (43,200)	-	33,900 (47,700)	27,200 (38,200)	-	30,200 (42,500)	25,500 (35,900)	30,600 (43,000)	31,200 (43,900)	29,900 (42,000)	26,100 (36,700)	
	02 青森県	45,200 (63,800)	34,300 (48,200)	36,600 (54,300)	43,800 (61,800)	33,200 (46,700)	31,100 (46,500)	26,500 (37,300)	54,200 (76,200)	35,500 (49,900)	35,200 (49,500)	-	39,200 (55,100)	34,900 (49,100)	30,700 (43,200)	32,200 (45,300)	25,000 (35,200)	29,800 (41,900)	27,800 (39,100)	29,300 (41,200)	24,200 (34,000)	
	03 岩手県	45,000 (63,300)	34,200 (48,100)	36,400 (54,000)	45,100 (63,400)	32,900 (46,300)	33,000 (46,400)	26,300 (37,000)	56,000 (78,700)	36,700 (51,600)	36,900 (51,900)	-	38,900 (54,700)	35,000 (49,200)	31,300 (44,000)	33,900 (47,700)	26,500 (37,300)	29,800 (41,800)	27,800 (39,100)	29,300 (41,200)	24,100 (33,900)	
	04 宮城県	44,500 (62,600)	33,800 (47,500)	37,900 (53,300)	49,000 (68,900)	32,900 (46,300)	32,700 (46,000)	26,000 (36,600)	60,900 (85,600)	39,900 (56,100)	39,600 (55,700)	-	38,800 (54,600)	39,300 (55,300)	33,900 (47,700)	36,700 (51,600)	27,700 (38,900)	29,300 (41,200)	30,300 (42,600)	31,600 (44,400)	24,000 (33,700)	
	05 秋田県	45,300 (63,700)	34,900 (49,100)	36,800 (54,300)	45,300 (63,700)	34,400 (48,400)	33,200 (46,700)	26,600 (37,400)	56,000 (78,700)	36,500 (51,300)	36,400 (51,200)	-	39,300 (55,300)	31,500 (44,300)	33,900 (47,700)	32,700 (46,000)	24,300 (34,200)	29,900 (42,000)	28,600 (40,200)	29,200 (41,100)	24,300 (34,200)	
	06 山形県	45,400 (63,800)	34,800 (49,000)	36,700 (54,400)	44,400 (62,400)	32,300 (45,400)	33,300 (46,800)	27,900 (39,200)	56,500 (79,400)	36,800 (52,000)	36,800 (51,700)	-	35,400 (49,800)	32,100 (45,100)	29,600 (41,600)	32,200 (45,300)	27,000 (38,000)	30,000 (42,200)	32,100 (45,100)	30,300 (42,600)	24,400 (34,300)	
	07 福島県	45,100 (63,400)	34,300 (48,200)	36,600 (54,300)	44,200 (62,100)	30,200 (42,900)	33,100 (46,500)	27,800 (39,100)	56,200 (79,000)	36,800 (51,700)	36,900 (51,900)	-	43,100 (60,600)	29,700 (41,800)	32,700 (46,000)	32,200 (45,300)	27,400 (38,500)	29,700 (41,800)	31,500 (44,300)	30,700 (43,200)	24,200 (34,000)	
関東	08 茨城県	40,200 (56,500)	34,000 (47,800)	34,900 (49,100)	39,000 (54,800)	30,000 (42,200)	39,700 (55,800)	30,400 (42,700)	45,700 (64,300)	30,900 (43,400)	33,200 (46,700)	31,700 (44,600)	57,000 (80,100)	29,900 (42,000)	30,300 (42,600)	31,400 (44,100)	27,200 (38,200)	29,600 (41,800)	32,000 (45,000)	32,600 (45,800)	25,300 (35,600)	
	09 栃木県	41,000 (57,600)	35,100 (49,400)	35,500 (49,800)	40,000 (56,200)	30,300 (42,800)	40,300 (56,700)	30,900 (43,400)	46,800 (65,800)	32,400 (45,800)	34,200 (48,100)	32,200 (45,300)	59,100 (83,100)	30,100 (42,300)	31,300 (44,000)	32,300 (45,400)	27,800 (38,100)	30,200 (42,500)	33,700 (47,400)	33,700 (47,400)	29,400 (35,700)	
	10 群馬県	40,200 (56,500)	34,400 (48,600)	35,000 (49,200)	39,500 (55,900)	30,100 (42,300)	40,000 (56,200)	30,500 (42,900)	48,000 (67,500)	31,200 (43,900)	32,800 (46,100)	31,900 (44,900)	54,000 (75,900)	29,600 (41,800)	29,800 (41,800)	28,100 (39,500)	26,500 (37,300)	29,800 (41,900)	30,600 (43,000)	30,200 (42,500)	25,200 (35,400)	
	11 埼玉県	40,400 (56,800)	35,300 (49,500)	35,100 (49,300)	39,700 (56,100)	30,400 (42,700)	37,800 (53,100)	30,400 (42,900)	47,800 (67,200)	36,000 (50,600)	35,200 (49,500)	31,800 (44,700)	58,300 (82,000)	30,000 (43,900)	31,200 (44,000)	31,600 (44,400)	27,100 (38,100)	29,800 (41,900)	34,500 (48,500)	33,700 (47,400)	26,700 (37,500)	
	12 千葉県	40,300 (56,700)	34,700 (48,900)	35,200 (49,500)	39,800 (56,000)	31,200 (43,900)	37,900 (53,300)	30,500 (42,800)	47,900 (67,300)	36,100 (50,800)	35,300 (49,600)	31,900 (44,900)	59,800 (84,100)	30,300 (42,600)	30,100 (42,300)	32,300 (45,400)	27,700 (38,900)	29,900 (42,000)	34,700 (48,700)	33,900 (47,700)	26,800 (37,000)	
	13 東京都	40,500 (56,900)	34,800 (49,000)	35,500 (49,800)	40,600 (57,100)	32,400 (45,600)	38,200 (53,700)	30,800 (43,300)	49,900 (70,200)	36,500 (51,300)	35,400 (49,800)	32,100 (45,100)	57,400 (80,700)	31,700 (44,600)	30,400 (42,700)	33,000 (46,400)	28,600 (40,200)	30,100 (42,300)	36,100 (50,800)	34,200 (48,100)	27,100 (38,100)	
	14 神奈川県	40,200 (56,500)	34,200 (48,400)	35,100 (49,300)	39,400 (55,400)	30,200 (42,900)	37,900 (53,300)	30,400 (42,900)	45,800 (68,200)	35,300 (49,200)	33,700 (47,400)	31,800 (44,700)	55,300 (77,800)	31,300 (44,000)	31,100 (42,300)	31,800 (44,700)	26,900 (37,800)	29,800 (41,900)	32,800 (46,100)	33,100 (46,500)	26,900 (37,800)	
	19 山梨県	40,600 (57,100)	34,500 (49,000)	35,200 (49,500)	38,700 (54,400)	31,000 (43,800)	37,800 (53,100)	30,500 (42,900)	49,100 (69,000)	34,400 (48,400)	33,800 (47,500)	31,900 (44,900)	54,800 (77,000)	31,500 (44,300)	31,400 (42,600)	31,700 (44,100)	27,000 (38,000)	29,900 (42,000)	32,400 (45,600)	32,800 (46,100)	26,800 (37,000)	
	20 長野県	40,000 (56,200)	34,400 (48,600)	35,100 (49,400)	38,000 (53,400)	29,900 (42,000)	37,900 (53,300)	30,400 (42,800)	46,700 (65,700)	32,500 (45,700)	33,700 (47,400)	31,700 (44,600)	48,200 (67,800)	27,500 (38,700)	29,400 (41,300)	27,000 (38,000)	26,100 (36,700)	29,900 (42,000)	30,000 (43,000)	30,600 (43,000)	25,700 (36,100)	
	北陸	15 新潟県	50,100 (70,400)	36,700 (51,800)	44,200 (62,100)	42,400 (59,800)	28,000 (39,400)	37,900 (53,300)	28,800 (40,900)	49,400 (69,500)	31,400 (44,100)	33,300 (46,800)	33,600 (47,200)	36,100 (50,800)	27,400 (38,500)	28,500 (40,100)	29,700 (41,800)	26,000 (36,600)	29,600 (41,800)	27,800 (39,100)	29,600 (41,600)	-
		16 富山県	50,000 (70,300)	36,800 (51,700)	44,400 (62,400)	43,900 (61,700)	29,900 (42,000)	36,400 (51,200)	28,900 (40,600)	50,500 (71,000)	31,700 (44,800)	34,400 (48,400)	33,100 (46,500)	42,100 (59,200)	30,600 (43,000)	29,400 (41,300)	30,900 (43,400)	26,300 (37,000)	29,800 (41,900)	28,000 (39,400)	30,200 (42,500)	-
		17 石川県	50,300 (70,700)	37,200 (52,300)	44,600 (62,700)	44,900 (63,100)	32,200 (45,300)	36,600 (51,500)	29,200 (41,100)	49,000 (68,800)	32,900 (46,300)	32,500 (45,700)	33,300 (46,800)	43,100 (60,600)	30,100 (42,300)	29,500 (41,500)	30,500 (42,900)	26,600 (37,400)	29,900 (42,000)	29,200 (41,100)	30,700 (43,200)	-
中部		21 岐阜県	46,300 (65,100)	35,300 (49,600)	40,100 (56,400)	41,800 (58,800)	30,900 (43,400)	35,300 (49,600)	27,800 (39,100)	45,800 (64,400)	31,000 (43,600)	28,300 (39,800)	35,200 (49,500)	47,600 (66,900)	31,800 (44,100)	33,000 (45,300)	28,400 (39,900)	25,700 (36,100)	29,800 (41,900)	28,600 (40,200)	30,900 (43,400)	-
		22 静岡県	46,200 (65,000)	35,200 (50,900)	40,200 (56,500)	42,100 (59,000)	31,000 (43,900)	35,100 (49,400)	27,700 (39,000)	52,300 (73,500)	33,700 (47,400)	32,000 (45,000)	35,000 (49,200)	51,000 (71,700)	30,000 (42,200)	32,900 (46,300)	29,900 (42,000)	25,700 (36,100)	29,800 (41,900)	31,400 (44,100)	32,200 (45,000)	-
		23 愛知県	46,300 (65,100)	35,200 (49,500)	40,100 (56,400)	41,800 (58,800)	30,900 (43,400)	35,200 (49,500)	27,800 (39,100)	45,800 (64,400)	31,000 (43,600)	28,300 (39,800)	35,200 (49,500)	47,600 (66,900)	31,800 (44,100)	33,000 (45,300)	28,400 (39,900)	25,700 (36,100)	29,800 (41,900)	30,900 (43,400)	31,300 (44,000)	-
		24 三重県	45,900 (64,500)	35,000 (49,200)	39,900 (56,100)	42,600 (59,900)	29,500 (41,500)	34,600 (48,900)	27,400 (38,400)	48,800 (68,600)	31,900 (44,900)	28,300 (39,800)	34,800 (48,900)	49,600 (69,700)	29,800 (41,900)	32,700 (46,000)	28,300 (39,800)	26,200 (36,800)	29,600 (41,900)	30,500 (42,900)	33,300 (46,800)	-
近畿	18 福井県	45,300 (63,700)	34,400 (48,400)	33,800 (47,500)	42,100 (59,200)	28,800 (40,500)	33,200 (46,700)	26,200 (36,800)	39,400 (55,400)	30,000 (42,200)	31,200 (43,900)	29,800 (41,900)	42,800 (60,200)	28,500 (40,100)	28,100 (39,500)	27,000 (38,000)	25,900 (36,900)	30,400 (42,700)	27,500 (38,700)	29,300 (41,200)	28,300 (39,800)	
	25 滋賀県	46,100 (64,800)	34,000 (47,800)	33,600 (47,200)	41,500 (58,300)	29,100 (40,800)	31,100 (43,700)	26,500 (37,300)	39,600 (55,700)	31,200 (43,800)	30,900 (43,400)	29,600 (41,600)	43,000 (60,500)	28,900 (40,600)	29,300 (41,200)	27,900 (38,200)	26,600 (37,400)	30,300 (42,600)	28,200 (39,600)	28,300 (39,800)	-	
	26 京都府	45,400 (63,800)	34,100 (47,900)	33,600 (47,200)	41,600 (58,400)	28,700 (40,300)	31,100 (43,700)	26,500 (37,300)	39,200 (55,100)	31,200 (43,900)	30,700 (43,200)	29,700 (41,800)	43,600 (61,300)	29,900 (42,000)	29,100 (40,800)	28,300 (39,700)	26,500 (37,300)	30,300 (42,600)	28,300 (39,800)	28,900 (40,600)	-	
	27 大阪府	45,200 (63,600)	34,500 (48,500)	33,600 (47,200)	42,400 (59,800)	29,800 (41,900)	33,400 (46,900)	26,500 (37,300)	40,200 (56,500)	31,000 (43,600)	31,300 (44,000)	29,700 (41,800)	45,400 (63,800)	31,500 (44,300)	29,100 (40,800)	28,500 (40,200)	27,200 (38,200)	30,300 (42,600)	30,300 (42,600)	-	-	
	28 兵庫県	45,300 (63,700)																				

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

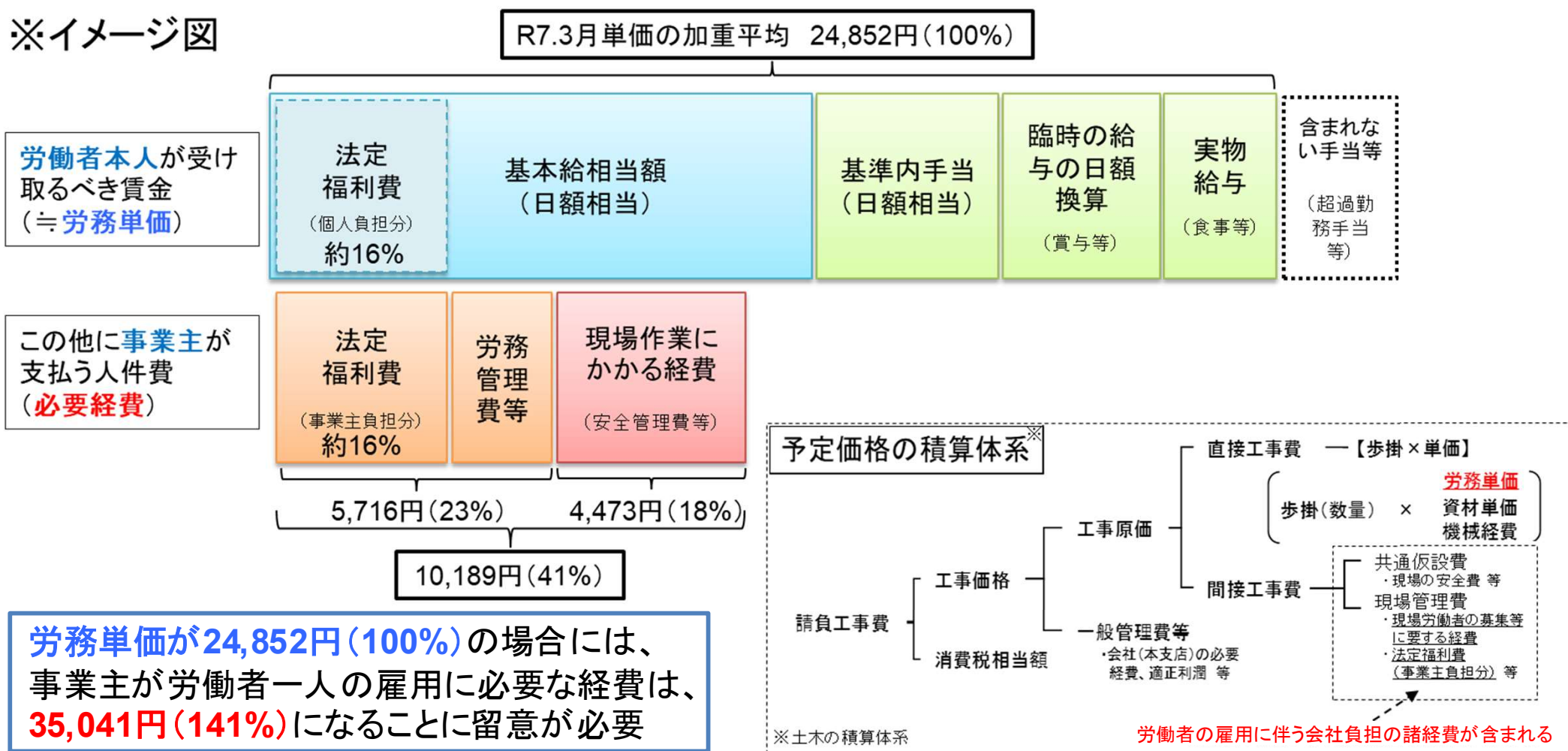
上段：公共工事設計労務単価
(下段):公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等)（参考値）

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)									
地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	29,000 (40,800)	-	28,000 (39,400)	25,700 (36,100)	-	25,200 (35,400)	28,400 (39,900)	28,500 (40,100)	17,500 (24,600)	14,600 (20,500)
東北	02 青森県	31,300 (44,000)	-	27,600 (38,800)	27,300 (38,400)	-	24,100 (33,900)	26,700 (37,500)	27,700 (38,900)	16,300 (22,900)	14,100 (19,800)
		31,100 (43,700)	-	27,700 (38,900)	27,200 (38,200)	-	24,100 (33,900)	26,400 (37,100)	27,300 (38,400)	17,200 (24,200)	14,600 (20,500)
	03 岩手県	33,200 (46,700)	-	30,000 (42,200)	26,600 (37,400)	-	24,600 (34,600)	26,300 (37,000)	27,200 (38,200)	18,700 (26,300)	15,700 (22,100)
		31,800 (44,700)	-	27,900 (39,200)	27,400 (38,500)	-	24,200 (34,000)	26,800 (37,700)	27,700 (38,900)	16,500 (23,200)	14,000 (19,700)
	04 宮城県	31,200 (43,900)	-	29,500 (41,500)	27,400 (38,500)	26,200 (36,800)	25,900 (36,400)	26,800 (37,700)	27,800 (39,100)	18,800 (26,400)	15,800 (22,200)
		31,700 (44,600)	32,500 (45,700)	30,200 (42,500)	27,300 (38,400)	27,600 (38,800)	25,300 (35,600)	26,700 (37,500)	27,500 (38,700)	18,900 (26,600)	15,800 (22,200)
	07 福島県										
	08 茨城県	31,800 (44,700)	33,400 (47,000)	32,700 (46,000)	31,000 (43,600)	-	28,800 (40,500)	27,300 (38,400)	27,600 (38,800)	18,800 (26,400)	17,200 (24,200)
		32,500 (45,700)	33,500 (47,100)	33,800 (47,500)	31,500 (44,300)	-	29,000 (40,800)	27,800 (39,100)	28,100 (39,500)	18,700 (26,300)	16,200 (22,800)
関東	09 栃木県	30,900 (43,400)	33,200 (46,700)	32,400 (45,600)	31,200 (43,900)	27,100 (38,100)	27,400 (38,800)	27,700 (39,500)	27,000 (38,900)	17,600 (24,700)	15,600 (21,900)
		31,500 (44,300)	33,400 (47,000)	33,000 (46,400)	31,200 (43,900)	-	29,200 (41,100)	27,400 (38,500)	27,700 (39,500)	18,700 (26,300)	16,700 (23,500)
	11 埼玉県	31,700 (44,600)	33,500 (47,100)	32,500 (45,700)	31,300 (44,000)	-	28,900 (40,600)	27,500 (38,700)	27,800 (39,100)	19,300 (27,100)	16,900 (23,800)
		32,100 (45,100)	33,900 (47,700)	33,000 (46,400)	31,600 (44,400)	-	29,600 (41,600)	27,700 (38,900)	28,000 (39,400)	20,200 (28,400)	17,600 (24,700)
	13 東京都	31,300 (44,000)	33,600 (47,200)	33,200 (46,700)	31,300 (44,000)	-	28,300 (39,800)	27,400 (38,500)	27,800 (39,100)	19,900 (28,000)	17,500 (24,600)
		31,600 (44,400)	33,500 (47,100)	33,500 (47,100)	31,300 (44,000)	-	28,200 (39,600)	27,500 (38,700)	27,800 (39,100)	18,200 (25,600)	16,100 (22,600)
	19 山梨県	30,400 (42,700)	33,500 (47,100)	31,900 (44,900)	31,300 (44,000)	27,100 (38,100)	27,600 (38,800)	27,300 (38,400)	27,600 (38,800)	16,700 (23,500)	14,200 (20,000)
	20 長野県										
北陸	15 新潟県	33,400 (47,000)	-	29,800 (41,900)	27,800 (39,100)	24,100 (33,900)	23,700 (33,300)	27,200 (38,200)	28,800 (40,500)	18,300 (25,700)	16,300 (22,900)
		32,800 (45,800)	-	29,800 (41,900)	28,000 (39,400)	23,900 (33,600)	24,400 (34,300)	27,300 (38,400)	29,000 (40,800)	18,200 (25,600)	17,000 (23,900)
	16 富山県	32,100 (45,100)	-	29,000 (40,800)	28,100 (39,500)	23,700 (33,300)	24,600 (34,600)	27,500 (38,700)	29,100 (40,900)	19,000 (26,700)	16,900 (23,800)
	17 石川県										
中部	21 岐阜県	33,300 (46,800)	-	30,900 (43,400)	30,700 (43,200)	28,000 (39,400)	26,900 (37,800)	30,000 (42,200)	30,700 (43,200)	19,600 (27,600)	16,900 (23,800)
		32,800 (46,100)	-	38,500 (54,100)	30,700 (43,200)	28,000 (39,400)	28,700 (40,400)	29,700 (41,800)	30,700 (43,200)	20,200 (28,400)	16,700 (23,500)
	23 愛知県	32,800 (46,100)	-	34,700 (48,800)	30,700 (43,200)	28,000 (39,400)	27,100 (38,100)	29,800 (41,900)	30,700 (43,200)	20,900 (29,400)	17,200 (24,200)
		33,300 (46,800)	-	34,500 (48,500)	30,400 (42,700)	28,000 (39,400)	28,000 (39,400)	29,700 (41,800)	30,400 (42,700)	19,700 (27,700)	16,300 (22,900)
	24 三重県										
近畿	18 福井県	28,300 (39,800)	-	30,200 (42,500)	28,100 (39,500)	28,100 (39,500)	25,400 (35,700)	28,700 (40,400)	27,300 (39,400)	18,200 (25,600)	15,800 (22,200)
		30,700 (43,200)	-	30,800 (43,300)	28,000 (39,400)	28,200 (39,600)	26,400 (37,100)	29,300 (41,200)	28,500 (40,100)	17,500 (24,800)	14,700 (20,700)
	25 滋賀県	30,700 (43,200)	-	30,900 (43,400)	28,000 (39,400)	29,500 (41,500)	26,800 (37,700)	29,000 (40,800)	28,200 (39,600)	17,600 (24,700)	14,200 (20,000)
		30,200 (42,500)	-	30,900 (43,400)	28,000 (39,400)	-	26,100 (36,700)	28,800 (40,500)	28,000 (39,400)	17,400 (24,500)	15,000 (21,100)
	27 大阪府	30,100 (42,300)	-	30,900 (43,400)	28,000 (39,400)	-	25,700 (36,100)	28,900 (40,600)	28,000 (39,400)	17,800 (25,000)	14,700 (20,700)
		30,700 (43,200)	-	31,000 (43,600)	28,000 (39,400)	29,500 (41,500)	27,200 (38,200)	29,300 (41,200)	27,900 (39,200)	17,900 (25,200)	14,900 (20,900)
	29 奈良県	30,400 (42,700)	-	30,900 (43,600)	28,000 (39,400)	29,500 (41,500)	26,900 (38,200)	29,000 (41,200)	27,600 (39,200)	17,300 (25,000)	14,700 (20,900)
	30 和歌山県										
中国	31 鳥取県	-	-	27,100 (36,100)	25,000 (35,200)	-	22,800 (32,100)	23,700 (33,300)	27,600 (38,800)	17,800 (25,000)	14,300 (20,100)
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	32 島根県	-	-	26,500 (37,300)	25,000 (35,200)	-	22,800 (32,100)	23,700 (33,300)	27,500 (38,700)	17,600 (25,000)	15,200 (21,400)
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	33 岡山県	-	-	28,000 (39,400)	25,200 (35,400)	-	23,200 (32,600)	24,000 (33,700)	27,800 (39,100)	18,500 (26,000)	16,100 (22,600)
四国	34 広島県	-	-	26,600 (37,400)	25,100 (35,300)	-	22,800 (32,100)	23,800 (33,500)	27,700 (38,900)	18,500 (26,000)	15,700 (22,100)
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35 山口県	-	-	26,700 (37,500)	24,900 (35,000)	-	22,600 (31,800)	23,700 (33,300)	27,500 (38,700)	18,000 (25,300)	15,100 (21,200)
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36 徳島県	-	-	-	25,300 (35,600)	-	23,100 (32,500)	-	26,200 (36,800)	16,700 (23,500)	15,000 (21,100)
九州	37 香川県	-	-	-	25,400 (35,700)	-	23,000 (32,300)	-	26,300 (37,000)	16,800 (23,600)	15,100 (21,200)
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	38 愛媛県	-	-	-	25,300 (35,600)	-	23,000 (32,300)	-	26,200 (36,800)	16,000 (22,500)	13,600 (19,100)
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	39 高知県	-	-	-	25,300 (35,600)	-	22,800 (32,100)	-	26,200 (36,800)	15,100 (21,200)	12,800 (18,000)
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	40 福岡県	35,800 (50,300)	-	29,900 (42,000)	29,100 (40,900)	25,100 (35,300)	24,700 (34,700)	25,800 (36,300)	28,100 (39,500)	16,600 (23,300)	14,900 (20,900)
		35,700 (50,200)	-	29,900 (42,000)	29,100 (40,900)	25,200 (35,400)	24,400 (34,300)	25,800 (36,300)	28,400 (39,900)	16,500 (23,200)	14,600 (20,500)
	42 長崎県	35,400 (49,800)	-	31,100 (43,700)	29,200 (41,100)	25,100 (35,300)	24,700 (34,700)	25,800 (36,300)	28,500 (40,100)	16,700 (23,500)	15,600 (21,900)
		35,800 (50,300)	-	30,000 (42,200)	29,300 (41,200)	25,100 (35,300)	24,400 (34,300)	25,700 (36,100)	28,100 (39,500)	16,200 (22,800)	14,200 (20,000)
沖縄	44 大分県	34,900 (49,100)	-	29,700 (41,800)	28,900 (40,600)	25,000 (35,200)	24,700 (34,700)	25,600 (36,000)	27,900 (39,200)	16,400 (23,100)	13,400 (18,800)
		34,700 (48,800)	-	29,700 (41,800)	29,000 (40,800)	25,100 (35,300)	24,600 (34,600)	25,700 (36,100)	27,900 (39,200)	16,400 (23,100)	13,000 (18,300)
	46 鹿児島県	34,800 (48,900)	-	29,300 (41,200)	29,000 (40,800)	25,000 (35,200)	24,400 (34,300)	25,600 (36,000)	27,700 (38,900)	17,500 (24,600)	15,000 (21,100)
	47 沖縄県	32,300 (45,400)	-	25,400 (35,700)	28,100 (39,500)	-	21,300 (29,900)	-	24,500 (34,400)	15,300 (21,500)	13,000 (18,300)

「公共工事設計労務単価」の適切な取扱い

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、**所定時間外の労働に対する割増賃金**や、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**、工事施工にあたる**企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費**は**含まれていない**。
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図



○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（今年度の夏期分は令和7年8月1日発出）

通達の概要

（１）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を明示
- 下請代金は、材料費、機械経費、労務費、法定福利費、安全衛生費、建退共制度の掛金、一般管理費並びに建設副産物の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮し設定
- 建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するため、不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載

（２）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の変更の算定方法に関する定めを契約書面に記載【R6.12法施行】
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならず、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合は、上記通知の有無に関わらず注文者は誠実に応じること【R6.12法施行】
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

（３）社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- 社会保険加入が許可要件、加入状況等の施工体制台帳への記載
- CCUS登録事業者を下請負人として選定することを推奨、社会保険加入状況の確認に原則CCUSを活用
- 元請負人は一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と書面にて契約を行うよう徹底

（４）適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

- 建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」の適正な確保

- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用
- 発注者と受注者のそれぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を行う
- 「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示し、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組む
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 「品確法基本方針」「入契法適正化指針」「ICT指針」に建退共手続きの電子申請方式を積極的に活用することが位置づけられたことを踏まえてCCUSと連携した電子申請方式を積極的に活用

（５）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記、指値発注の禁止
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面で相互交付

（６）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重
- 業務の繁閑が大きい場合は労使協定により1年単位の変形労働時間制を導入し、労働時間を柔軟に設定することが可能

通達の概要

(7) 施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等 I C T 機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

(8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

(9) 適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高める
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを十分協議した上で明示し、一方的に下請負人の負担としない
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努める
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 令和6年11月から、60日を超える手形は「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となったことに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えない
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- 特定建設業者は、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（13年連続）等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- **建設業との賃上げ等に関する車座対話**において、技能者の賃上げについて「**おおむね6%の上昇**」を目標とすることを申し合わせ
- C C U S を活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導
- 「C C U S レベル別年収」の公表を踏まえ、技能労働者が能力評価を受けるよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) 免税事業者等との適正な取引

- 自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定

(13) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(14) 「駆け込みホットライン」の周知

- (1)～(13)の建設業法上の規定に抵触する取引については「**駆け込みホットライン**」の活用・周知
- 「**駆け込みホットライン**」に通報があり、通報者が匿名を希望する場合は通報者が特定されぬよう調査方法を工夫

(15) 建設工事の関係者への配慮

- 下請中小企業振興法振興基準の観点から、建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮
- **下請代金支払遅延等防止法が改正され、製造委託等代金の支払について、令和8年1月1日から手形の交付、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止となることに留意**
- (1)～(14)の事項に準じて配慮